

## 令和4年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

日 時 令和4年5月23日（月）10時30分～11時00分

場 所 九州農政局第7会議室

出席者 局長、総務部長、総務部総務課長、総務部会計課長、農村振興部設計課長補佐、企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課長、生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、統計部調整課長

### 概 要

#### 1. 委員長（九州農政局長）から以下の発言。

- 平成19年、緑資源機構の発注に関し当省OBが関与した官製談合事件等を契機に、国民の信頼確保を目的として「農林水産省発注者綱紀保持規程」が制定され、それを踏まえ「九州農政局発注者綱紀保持委員会」を設置した。
- 平成30年度の東日本大震災復旧工事を巡り、当省OBが職員に働きかけを行った不祥事案を受け、農水省として再発防止策を決定し、コンプライアンス及び情報管理の徹底に取り組んできた。  
九州局としても、農林水産省の再発防止策に加え、事業（務）所等での研修の実施や事務連絡を発出し、職員への発注者綱紀保持の徹底を周知するなど取り組みを強化してきたところ。
- 公共工事等の入札契約業務については、関係法令を遵守し、国民からの疑惑を招かないよう透明性、公平性及び公正性を確保し、適切に事務処理を行う必要がある。  
特に、法令遵守の意識が組織全体に浸透するよう、何度も繰り返し周知徹底を図ることが重要である。
- 本日の審議方針を踏まえ、管理監督者の立場から、職員及び4月に入省した新規採用者にも、農林水産省職員の一員として、正しい知識と高いモラルを身につけてもらえるようそれぞれの職場で指導をお願いする。

#### 2. 以下の項目について、事務局（総務部総務課監査官）から説明。

- (1) 九州農政局における令和4年度発注者綱紀保持対策方針（案）について

#### 3. 委員からの意見・回答及び確認事項

特になし

以 上

令和4年度

九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）

会 議 資 料

日 時 : 令和4年5月23日(月)

場 所 : 農政第7会議室

令和4年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）

日 時 令和4年5月23日（月） 10:30 ～ 11:00

場 所 農政第7会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 議 題

（1）令和4年度発注者綱紀保持対策について . . . . . 資料1

（2）その他

4. 閉 会

## 令和 4 年度発注者綱紀保持対策方針について

### 1 目的

発注者綱紀保持規程の趣旨に基づき、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るとともに、国民の信頼を確保することを目的とする。

### 2 研修等の実施方針

九州農政局における発注者綱紀保持研修については、発注を行う全組織を対象とすることから、以下の考え方にに基づき研修等を実施する。

- (1) 研修対象者  
九州農政局本局、県拠点、管内事業(務)所の職員を対象とする。
- (2) 研修内容
  - 1) 発注者綱紀保持マニュアル等を用い、継続的に周知を図るとともに、本省から提供された資料を活用し内容の充実を図る。
  - 2) 当該規程の理解を深めるため、本省が実施する「発注者綱紀保持対策 e ラーニング研修」については、全職員が受講するよう取り組む。
  - 3) 特に下記について、理解を深めるよう普及啓発を図る。
    - ①令和 3 年 11 月 15 日から令和 3 年 12 月 24 日までに実施した発注者綱紀保持対策 e ラーニング研修の中で正解率の低かった項目(解説の周知)
    - ②不適正事案が起こる原因や対策(事例等)
  - 4) 必要に応じて公正取引委員会及び大臣官房予算課等に講師派遣を依頼する。
- (3) その他
  - 1) 管内の諸会議等を活用し、研修を実施する。
  - 2) 退職予定職員に対する退職前研修を実施する。
  - 3) 各部署職員への研修内容の周知状況について、フォローアップ調査を実施する。

### 3 発注者綱紀保持に関する競争参加有資格者への周知について

令和 3 年度に引き続き、以下の取組を実施する。

- (1) 九州農政局ホームページに、当局における発注者綱紀保持への取組状況について以下の資料を掲載する。
  - ①対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へのお知らせ」
  - ②農林水産省発注者綱紀保持規程
  - ③発注者綱紀保持委員会規則
  - ④九州農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
  - ⑤九州農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要
- (2) 以下の内容について、入札公告への掲載及び発注窓口における掲示を行う。併せて、発注窓口にチラシを備え付け、関係事業者等への周知徹底を図る。
  - ①農林水産省においては、発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を実施していること。
  - ②不当な働きかけを受けた場合は、ホームページに公表すること。

### 4 その他

執務室等の実情を踏まえた事業者との応接方法の向上を図る。特に、国営管内事業(務)所については、会計監査、行政文書監査、情報セキュリティ監査の機会を利用して、監査担当者が現場担当者との応接環境等の改善に向けた意見交換を行う。